

令和6年度無形民俗資料記録映像制作業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度無形民俗資料記録映像制作業務

2 題名

「いばらきの手しごと—西ノ内紙—」（仮題）

3 内容

茨城県常陸大宮市で伝承されている「西ノ内紙」の紙漉きの技術のうち、紙漉の工程の記録及び動作や技術修得過程についての技術保持者たちの語り、また技術継承のための新たな取り組み（商品開発等）の記録映像を撮影する。また記録映像をもとに、映像を編集する。

(1) スケジュール

番号	内容 ※予定	場所 ※予定	日程 ※予定	日数
1	撮影および編集方法等打合せ	茨城県立歴史館	5月下旬～6月	1日
2	紙漉き/紙干し作業・インタビュー撮影	常陸大宮市（紙のさと）	6月	2日
3	道具の解説/扱い・インタビュー撮影	常陸大宮市（紙のさと）	6月～12月	2日
4	紙布作家作業・インタビュー撮影	水戸市	6月～12月	1日
5	トロロアオイ農家作業・インタビュー撮影	小美玉市	6月～12月	1日
6	紙製マネキン取材・撮影	東京都中央区	6月～12月	1日
7	編集方針（構成等）打合せ	茨城県立歴史館	12月～1月	1日
8	編集		1月～3月	
9	試写（校正（3回以上））	茨城県立歴史館	2月下旬～3月 中旬	
10	納品	茨城県立歴史館	3月15日	

※撮影内容・撮影日は、気候等による作業実施日の変更や技術保持者の都合等、やむを得ない事情で変わることがある。その場合は、歴史館担当者より別途指示する

(2) 業務

上記（1）に掲げる内容について以下の業務を行う。

- ① 撮影の企画立案・打合せ
- ② 編集方法、映像の構成（絵コンテを作成すること）の立案・打合せ
- ③ 作業および技術保持者へのインタビュー撮影
※インタビューの大まかな内容は歴史館担当者より指示し、担当者が撮影に同行する。
- ④ 日本語解説の外国語翻訳（日本語 100 文字×10 文程度）
- ⑤ 映像編集（BGMの挿入、日英文テロップの挿入など）
※普及用：館内および当館 Youtube チャンネル、県内教育機関等での上映用。BGM、テロップあり。20～30分程度。DVDとデータで納品。
※記録用：館内保存用。BGM、テロップなし。2時間～3時間程度。データで納品。
記録用映像は、制作工程が時系列で分かる程度の簡単な編集を加え、撮影日または工程ごとにチャプターを分割すること。また各チャプターを選択して視聴ができるようにすること。各チャプターには撮影日、工程名のタイトルを付けること。
- ⑥ 成果品の製作及び納品
※普及用：DVD 8 枚及びブルーレイディスク 1 枚
※記録用：データ納品。納品方法は担当者との協議の上決定すること。

(3) 基本方針

- ・優れたデザイン性により多くの人（県民や観光客等）の興味・関心を惹きつけるものとする。技術の記録のみならず、作業環境、季節気候等を表す風景等の映像を差し込み、効果的な BGM やテロップを挿入すること。
- ・外国人に対しても訴求力・魅力あるものとするため、本映像は多言語対応（少なくとも英語対応）とすること。
- ・無形の技術を視覚的に伝えることができるよう、技術保持者の語り（身振り手振りを含む）や紙漉き時の身体技法、道具の動かし方等を様々な角度から可能な限り詳細に記録すること。
- ・撮影に際しては、カメラマン、ディレクター（現場監督）の最低2名を配置すること。
- ・ディレクターは契約後すみやかに、担当者と茨城県立歴史館において本映像の構成、デザイン、撮影スケジュール等についての打合せを行うこと。また、その後の打合せ、撮影、編集すべてには必ずディレクターが携わること。
- ・カメラマン及びスタッフは、ともに優れた技術を有する者が担当すること。また、撮影者は、これまでに美術館博物館等の業務を委託された経験を持つ者であること。特に、工芸品やその制作工程の一連を撮影した経験を持つ者であることが望ましい。
- ・編集に際しては、映像編集者、音声編集者、多言語化スタッフの最低3名は配置すること。

(4) 映像仕様

- ・撮影に際しては、4K以上の解像度をもったカメラを使用すること。
- ・解像度はフルハイビジョン以上のもので制作すること。
- ・編集は、フルハイビジョン及び4K規格の機材・ソフトウェアを用いること。
- ・撮影した映像は今後、歴史館の事業のため新たに編集を加え、二次的利用をする可能性がある。編集可能なデータ形式（MP4など）で納品すること。
- ・技術やその継承のあり方の変容を記録することは当該事業にとって重要と考えられることから、歴史館担当者と受託者との協議のうえで、撮影者が過去に撮影あるいは収集した映像記録や写真を交えて編集することも可とする。

4 納入場所

茨城県立歴史館

〒310-0034 茨城県水戸市緑町2-1-15

5 履行期限

令和7年3月14日（金）

6 その他

- ・撮影及び制作にあたっては、著作権法に違反しないこと。
- ・映像内で使用する素材の著作権や肖像権、版權については受託者が処理すること。
※民俗技術保持者（職人）等の出演者には、歴史館から出演、公開依頼を発行し、承諾書を得る。
- ・成果品に係る著作権は、茨城県に帰属し、茨城県立歴史館が管理及び使用を行うこと。
- ・業務履行における人員の事故等は、すべて業者の責任により処理すること。
- ・業務履行に必要な機材及び消耗品等は、すべて業者負担とすること。
- ・本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、茨城県立歴史館担当者と受託者が協議の上で決定する。